

「市内観光ミニツアー」実施要領

この実施要領は、市内観光ミニツアー（以下ミニツアー）を円滑に運営するため、必要な事項を定めるものとする。

1. ミニツアーに関する組織・運営

- (1) 代表はミニツアー運営を統括する為、ミニツアー統括者を置く。
- (2) 代表は府中市観光ボランティアの会会員（以下会員）を4班に編成し、各班にリーダーを置き、班構成員の見直しを原則年1回（4/1）行う。会員の所属班は「市内観光ミニツアーガイド班構成表」（以下班構成表）を作成し、年2回（4/1、10/1）会員に配付する。但し、班構成表に変更がない場合は作成しない。
- (3) 各班は2項のミニツアーA～D 4コースのいずれかを担当し、1ヶ月間同一のコースを担当し、1ヶ月毎に担当するコースを変更する。
- (4) 会員は「市内観光ミニツアーガイドシフト表」（以下シフト表）にガイド可能な日を登録するものとする。各班リーダーはシフト表を確認し、ミニツアー当日に2名以上の会員確保を確認する。班員参加状況により運営に支障があるときにはリーダー及びミニツアー統括者が調整する。

2. ミニツアー内容とお客様の受付・出発・解散

- (1) ミニツアーは次のA～D 4コースを設定し、参加費無料・予約不要（事前予約無し）とする。
 - A：神社・仏閣コース（サブタイトル）府中ゆかりの武将を訪ねて
馬場大門のケヤキ並木→大國魂神社→善明寺→高安寺→新田義貞公の像
 - B：ハケの道コース（サブタイトル）史跡と自然を満喫できる
武蔵国府跡→普門寺→国府八幡宮→鳩林荘前→いききの道→瀧神社→東郷寺
 - C：府中の歴史コース（サブタイトル）古代から現代を巡る
くらやみ祭と七不思議→国司館と家康御殿史跡広場→妙光院→安養寺→馬頭観音→東京競馬場
 - D：府中宿コース（サブタイトル）ケヤキ並木と甲州街道を歩く
馬場大門のケヤキ並木→称名寺→下河原緑道→長福寺→番場（府中宿）→高札場・御旅所→行在所跡・新宿
- (2) 受付はお客様に「市内観光ミニツアー受付簿」A～D 4コースの選択頂いたコース欄に氏名・住所・電話番号等を記入頂く。お客様数は各コース1名から10名以下とし、1コースで10名を超える場合は他のコースに変更頂く。
なお、お客様の受付は個人受付とし、団体（グループ等）の受付は行わない（リクエストツアーを勧奨）。但し、団体で来られても個人として参加することは可能とする。その場合は人数によりコースが分れる場合がある事を了承頂く。
- (3) 各コースとも出発は府中市観光情報センター（以下観光情報センター）とし、最終地において案内終了、解散とする。案内終了後、コース解説チラシとミニツアーチラシを手交し、友人・知人の参加勧奨を依頼する。

3. 案内日時と当日運営

- (1) 案内日時は、「毎週木曜日」及び「第1土曜日」の午前10時から2時間以内とする。但し、5月3日～5日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日は休みとする。
- (2) 当日の担当者は、「市内観光ミニツアー受付簿」の担当コース案内人の欄に名前を記入し

、観光情報センターで待機する。

- (3) 雨天等、天候（環境省熱中症警戒アラート発表を含む）によるミニツアー中止は代表とミニツアー統括者が決定する。ミニツアー統括者が8時までに Line にその旨を掲載するので、会員は Line を確認することとする。尚、Line 閲覧できない会員には各班リーダーより連絡する。また、ミニツアー統括者は観光情報センター（府中観光協会）にその旨を連絡する。

4. 各コースの案内要領

- (1) 会員は「市内観光ミニツアーガイドマニュアル」（以下マニュアル）を参考に案内する。
(2) マニュアルは、各コースの行程・案内目安時間・解説内容等を記し、見直しはミニツアー統括者が行うものとする。

5. 案内終了後の報告書等の作成・提出・保管

- (1) 各コース担当者は案内終了後、観光情報センターに戻り、「市内観光ミニツアー実施報告書」に必要事項を記入し提出する。
(2) 観光情報センターに戻れない場合は、電話等で観光情報センターに終了した旨を連絡し、「市内観光ミニツアー実施報告書」は後日すみやかに提出する。
(3) 市内観光ミニツアー受付簿、市内観光ミニツアー実施報告書は7年間保存とする。

6. 案内後の交通費

- (1) 案内後、観光情報センターに戻る場合は、徒歩または案内最終地の最寄駅から公共交通機関を利用する。交通費支給は「会の活動に伴う交通費等支給規定」によりBコースのみ京王線多磨霊園駅から京王線府中駅間の運賃とし、請求は指定用紙で自己申告とする。
(2) 費用は補助金対象事業会計から支出するものとする。

7. ツアー中の保険について

- (1) お客様は「傷害保険」に加入頂くため、必ず受付簿に氏名等を記入頂く。ツアー参加中（集合場所から解散場所）に事故等に合った場合、保険金が支払われる。
(2) 会員は「ボランティア保険」に加入している。ツアー活動中（自宅からの往復途上を含む）に事故等に合った場合、死亡・後遺障害保険金、入院・通院保険金等が支払われる。
また、活動中に他人に対して損害を与えたことにより、損害賠償を負った場合には損害賠償金等が支払われる。

8. 本実施要領の改正について

- (1) 改正が必要な場合は全体会で承認を得るものとする。
(2) 全体会の出席者の過半数の賛同をもって改正を行うものとする。

9. 関連書類

- (1) 市内観光ミニツアーガイド班構成表
(2) 市内観光ミニツアーガイドシフト表
(3) 市内観光ミニツアー受付簿
(4) 市内観光ミニツアー実施報告書
(5) 市内観光ミニツアーガイドマニュアル

付則

- (1) 実施要領は、平成22年5月24日から実施する。（全体会決定）
(2) 平成23年6月13日、平成25年5月27日、平成31年4月8日、令和3年10月5日、令和4年9月26日、令和6年5月27日改正 全体会決定
(3) 令和7年5月26日 改正 全体会決定